

議案第 9 号

野田市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定
について

野田市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和4年3月1日提出

野田市長 鈴木 有

野田市条例第 号

野田市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

野田市職員の育児休業等に関する条例（平成4年野田市条例第3号）の一部を次のように改正する。

第2条第3号ア中(ア)を削り、(イ)を(ア)とし、(ウ)を(イ)とする。

第8条各号列記以外の部分中「次のいずれにも該当する」を「勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して規則で定める」に改め、同条各号を削る。

第11条の次に次の3条を加える。

（妊娠又は出産等についての申出があった場合における措置等）

第12条 任命権者は、職員が当該任命権者に対し、当該職員又はその配偶者が妊娠し、又は出産したことその他これに準ずる事実を申し出たときは、当該職員に対して、育児休業に関する制度その他の事項を知らせるとともに、育児休業の承認の請求に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。

2 任命権者は、職員が前項の規定による申出をしたことを理由として、当該職員が不利益な取扱いを受けることがないようにしなければならない。

（勤務環境の整備に関する措置）

第13条 任命権者は、育児休業の承認の請求が円滑に行われるようするため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 職員に対する育児休業に係る研修の実施
- (2) 育児休業に関する相談体制の整備
- (3) その他育児休業に係る勤務環境の整備に関する措置

（委任）

第14条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

提案理由

職員の育児休業等に関する人事院規則の一部が改正されることを受けて、育児休業等の取得要件及び育児休業を取得しやすい勤務環境の整備に関する措置等に関する規定を整備しようとするものである。

参考資料

野田市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照表

(下線の部分は改正部分)

○ 野田市職員の育児休業等に関する条例 (平成4年野田市条例第3号)

改 正 案	現 行
(育児休業をすることができない職員) 第2条 育児休業法第2条第1項本文の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。 (1)・(2) (略) (3) 次のいずれかに該当する非常勤職員以外の非常勤職員 ア 次のいずれにも該当する非常勤職員 (削る。) (ア)・(イ) (略) イ・ウ (略) (部分休業をすることができない職員) 第8条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、 <u>勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して規則で定める</u> 非常勤職員以外の非常勤職員(地方公務員法第28条の5第1項の規定により採用された職員(以下「再任用短時間勤務職員」という。)を除く。)とする。 (削る。)	(育児休業をすることができない職員) 第2条 育児休業法第2条第1項本文の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。 (1)・(2) (略) (3) 次のいずれかに該当する非常勤職員以外の非常勤職員 ア 次のいずれにも該当する非常勤職員 (ア) <u>引き続き在職した期間が1年以上である</u> 非常勤職員 (イ)・(ウ) (略) イ・ウ (略) (部分休業をすることができない職員) 第8条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、 <u>次のいずれにも該当する</u> 非常勤職員以外の非常勤職員(地方公務員法第28条の5第1項の規定により採用された職員(以下「再任用短時間勤務職員」という。)を除く。)とする。 (1) <u>引き続き在職した期間が1年以上である</u> 非常勤職員 (2) <u>勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して規則で定める</u> 非常勤職員
(妊娠又は出産等についての申出があった場合における措置等) 第12条 任命権者は、職員が当該任命権者に対し、当該職員又はその配偶者が妊娠し、又は出産したことその他これに準ずる事実を申し出たときは、当該職員に対して、育児休業に関する制度その他の事項を知らせるとともに、育児休業の承認の請求に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。	
2 任命権者は、職員が前項の規定による申出をしたことを理由として、当該職員が不利益な取扱いを受けることがないようにしなければならない。 (勤務環境の整備に関する措置) 第13条 任命権者は、育児休業の承認の請求が円滑に行われるようするため、次に掲げる措置を講じなければならない。 (1) 職員に対する育児休業に係る研修の実施 (2) 育児休業に関する相談体制の整備	

(3) その他育児休業に係る勤務環境の整備に関する措置

(委任)

第 14 条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。